特定非営利活動法人みらいと定款

第１章 総則

（名称）
第１条 この法人は、特定非営利活動法人みらいと　という。

（事務所）
第２条 この法人は、主たる事務所を北海道富良野市に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、地域内の障がい者（児）、子ども、生活困窮など様々な困難や生きにくさを抱える人の支援を通して、誰もが、安心して、生きがいを持って暮らせる地域づくりの為の活動の機会を作り、また、企業や農家および個人から余剰食品等の寄贈を受け、分配、活用していく事を通じて、フードバンク活動を社会のシステムの一環と位置付け、持続可能な社会づくりを実践することにより、市民の誰もが安心して暮らすことのできる街づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 環境の保全を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) まちづくりの推進を図る活動

（事業）
第５条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
（１） 特定非営利活動に係る事業
①フードバンクに関する事業
②地域の住民に対する地域食堂や炊き出しに関わる事業
③地域の子どもに対する食育に関する事業
④地域の子どもに対する学習支援に関する事業
⑤生活困窮者等のサポートに関する事業
⑥児童福祉法による障がい児の支援事業
⑦障害者総合支援法による障がい者の支援事業
⑧生涯教育のための事業の企画・運営
⑨飲食物の提供及び飲食店の運営に関する事業

⑩その他、上記の目的を達成するために必要な事業

（2）その他の事業

①農産品、農産加工品の販売

2 前項第2号に掲げる事業は、前項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、前項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) ボランティア会員 この法人の目的に賛同して入会した、主にボランティアとして法人の活動に従事する個人及び団体

(3) 賛助会員
この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第１１条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第１２条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員及び職員

(種別及び定数)

第１３条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ３人以上

(2) 監事 １人以上

２ 理事のうち１人を代表理事、１人以上２人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第１４条 理事は、理事会において選任し、監事は理事会において選任する。

２ 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第１５条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２ 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３ 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５ 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第１６条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第１７条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第１８条 役員が次の各号のいずれかに該当するかに至った時は、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第１９条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第２０条 この法人に、事務局長その他の職員を置く事ができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第５章 総会

(種別)

第２１条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

(構成)

第２２条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 入会金及び年会費の額

(6) その他運営に関する重要事項

（開催）

第２４条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条 総会は、第２４条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２ 代表理事は、第２４条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条 総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３ インターネット会議、電話会議等でのシステムによって、事実上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。
４ 前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。
５ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(電磁的記録による表決者若しくは書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
３ 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第３１条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第３２条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
(4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 監事の選任又は解任、報酬

(6) 会員の除名

(7) 事務局の組織及び運営に関する事項

(8) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第３３条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子的記録をもって招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第３４条 理事会は、代表理事が招集する。

２ 代表理事は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(議長)

第３５条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第３６条 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第３７条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。また、インターネット会議、電話会議等でのシステムによって、事実上の会議と同等の環境が担保された場合は、理事会に参加し、審議及び表決することができる。

３ 前項の規定により表決した理事は、第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第３８条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

(資産の構成)
第３９条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立の時の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6)その他の収益

(資産の区分)
第４０条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

(資産の管理)
第４１条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)
第４２条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)
第４３条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

(事業計画及び予算)
第４４条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第４５条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予算の追加及び更正)
第４６条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)
第４７条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第４８条 この法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わる。

(臨機の措置)
第４９条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)
第５０条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第５１条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第５２条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第５３条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

(公告の方法)

第５４条 この法人の公告は、この法人のインターネット・ホームページに掲載するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法２８条の２第１項に規定する貸借対照表の広告については掲示板、看板に掲示する。

第10章 雑則

(細則)

第５５条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　　冨澤靖子
副代表理事　角瀬千夏
理　事　　二宮利和
監　事　　川崎弘美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和８年６月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から令和７年６月３０日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(個人)	入会金　0円	年会費一口　3,000円
	(法人)	入会金　0円	年会費一口　30,000円
(2) 賛助会員	(個人)	入会金　0円	年会費一口　1,000円
	(法人)	入会金　0円	年会費一口　3,000円
(3) ボランティア 会員		入会金　0円	年会費一口　1,000円

令和8年度事業計画書

令和8年7月1日から 令和9年6 月30日まで

特定非営利活動法人 みらいと

1事業実施の方針

フードバンク富良野、地域食堂の利用を増やす。

食品ロス削減のために保管配布方法を拡充していく。

2事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	予算
②地域の住民に対する地域食堂や炊き出しに関わる事業	地域食堂の運営	R8年7月1日～R9年6月30日	富良野市	15	富良野市及び周辺地域の住民	360,000
	地域食堂の開催支援（4回）	R8年7月1日～R9年6月30日	富良野市 南富良野町 上富良野町他	4	富良野市及び周辺地域の地域食堂・子ども食堂	80,000
①フードバンクに関する事業	食品配布 （10回）	R8年7月1日～R9年6月30日	富良野市 南富良野 上富良野町 トマム	2	１８歳以下の子育て世帯・ひとり親世帯・困窮者世帯	380,000
	食品の寄付の受付、管理、配布	R8年7月1日～R9年6月30日	富良野市	4	富良野市及び近隣地域の困窮者及び北海道内、本州地域の支援機関	4,000,000
（認証後）⑧生涯教育のための事業の企画・運営	子どもたちに多様な経験や学びの機会を提供（体験）	認証後～R9年6月30日	富良野市	4	富良野市内及び近郊地域の子ども、保護者等	1,200,000
（認証後）⑨飲食物の提供及び飲食店の運営に関する事業	地域の子どもや保護者、住民等が低額で食事をとれるカフェを運営カフェの運営	認証後～R9年6月30日	富良野市	4	富良野市内及び近郊地域の子ども、保護者等、地域住民	895,000

※ 定款内の 事業③～⑦については当該年度には実施しない。

計 6,915,000

フードバンクの周知を進め、農産物を中心とする食品ロスの削減に向けて寄贈食品の取扱量を増やす。
取扱の増加に対応するため、食品の保管、在庫管理、衛生管理及び配布体制を整備する。
関係機関と連携し、個人や子育て世帯への直接支援（1次支援）と、社会福祉協議会や他のフードバンク等を通じた間接支援（2次支援）を充実させる。
地域食堂の運営及び開催支援を行い、地域住民の居場所と交流の機会を広げる。

⑧生涯教育のための事業の企画・運営として、子供や若者が地域の自然、食、文化等に触れる体験活動を行い、家庭の経済状況等にかかわらず、参加できる学びの機会を提供する。

⑨飲食物の提供及び飲食店の運営に関する事業として、子どもや地域住民等が低額で利用できるカフェを運営し、食事と交流の場を提供する。

令和8年度事業計画書

令和8年7月1日から 令和9年6 月 30日まで

特定非営利活動法人 みらいと

１事業実施の方針

規格外農産物や農産加工品を活用した販売を行い、食品ロスの削減と地域資源の有効活用を図る。

2事業の実施に関する事項

定款の 事業名	事 業 内 容	実施予定 月日	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	予算
①その他の事業 農産品、農産加工品の販売	農産加工品の販売	R8年7月1日～ R9年6月30日	富良野市	4	富良野市の生産農家および本州の消費者	250,000
規格外農産物や農産加工品を活用し、食品ロスの削減と地域資源の有効活用につながる取り組みを進める。 食品の在庫及び衛生管理を適切に行う。						

令和9年度事業計画書

令和9年7月1日から 令和10年6 月30日まで

特定非営利活動法人 みらいと

１事業実施の方針

フードバンク富良野、地域食堂の利用を増やす。

食品ロス削減のために保管配布方法を拡充していく。

2事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	予算
②地域の住民に対する地域食堂や炊き出しに関わる事業	地域食堂の運営	R9年7月1日～R10年6月30	富良野市	15	富良野市及び周辺地域の住民	360,000
	地域食堂の開催支援（4回）	R9年7月1日～R10年6月30	富良野市 南富良野町 上富良野町他	4	富良野市及び周辺地域の地域食堂・子ども食堂	140,000
①フードバンクに関する事業	食品配布　（10回）	R9年7月1日～R10年6月30	富良野市 南富良野 上富良野町 トマム	2	１８歳以下の子育て世帯・ひとり親世帯・困窮者世帯	380,000
	食品の寄付の受付、管理、配布	R9年7月1日～R10年6月30	富良野市	4	富良野市及び近隣地域の困窮者及び北海道内、本州地域の支援機関	4,495,000
⑧生涯教育のための事業の企画・運営	子どもたちに多様な経験や学びの機会を提供（体験）	R9年7月1日～R10年6月30	富良野市	4	富良野市内及び近郊地域の子ども、保護者等	1,500,000
⑨飲食物の提供及び飲食店の運営に関する事業	地域の子どもや保護者、住民等が低額で食事をとれるカフェを運営カフェの運営	R9年7月1日～R10年6月30	富良野市	4	富良野市内及び近郊地域の子ども、保護者等、地域住民	1,015,000

※　定款内の 事業③～⑦については当該年度には実施しない。　計 7,890,000

フードバンクの周知を進め、農産物を中心とする食品ロスの削減に向けて寄贈食品の取扱量を増やす。
取扱の増加に対応するため、食品の保管、在庫管理、衛生管理及び配布体制を整備する。
関係機関と連携し、個人や子育て世帯への直接支援（1次支援）と、社会福祉協議会や他のフードバンク等を通じた間接支援（2次支援）を充実させる。
地域食堂の運営及び開催支援を行い、地域住民の居場所と交流の機会を広げる。

⑧生涯教育のための事業の企画・運営として、子供や若者が地域の自然、食、文化等に触れる体験活動を行い、家庭の経済状況等にかかわらず、参加できる学びの機会を提供する。

令和9年度事業計画書

令和9年7月1日から 令和10年6 月 30日まで

特定非営利活動法人 みらいと

１事業実施の方針

規格外農産物や農産加工品を活用した販売を行い、食品ロスの削減と地域資源の有効活用を図る。

2事業の実施に関する事項

定款の事業名	事 業 内 容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	予算
①その他の事業 農産品、農産加工品の販売	農産加工品の販売	R9年7月1日～ R10年6月30	富良野市	4	富良野市の生産農家及び本州の消費者	250,000
規格外農産物や農産加工品を活用し、食品ロスの削減と地域資源の有効活用につながる取り組みを進める。 食品の在庫及び衛生管理を適切に行う。						

法人名:

特定非営利活動法人 みらいと

令和8年度　活動予算書

令和8年7月1日　～　令和9年6月30日

（単位:円）

科目			特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ経常収益					
1 受取会費					
正会員受取会費（3,000円×10人）			30,000		
賛助会員受取会費(1,000円×20人)			20,000	0	
2 受取寄付金					
	受取寄付金		2,500,000	0	
3 受取助成金等					
		受取助成金等	3,600,000	0	
4 事業収益					
		カフェ売り上げ/農産加工品売り上げ	1,500,000	500,000	
5 その他収益			0		
		受取利息			
経常収益計			7,650,000	500,000	8,150,000
Ⅱ経常費用					
1.事業費					
(1)	人件費				
		給料手当	1,680,000		
(2)	その他経費				
		家賃	1,320,000		
		生涯教育・体験活動費	1,200,000		
		通信運搬費	515,000	15,000	
		印刷製本費	0		
		材料仕入れ	200,000	100,000	
		水道光熱費	80,000	135,000	
		備品購入費	50,000	0	
		事業費—謝金	100,000	0	
		委託費(作業委託)	1,770,000		
				0	
事業費計			6,915,000	250,000	7,165,000
2.管理費					
(1)	人件費			0	
		役員報酬	0		
		給料手当	0		
		人件費計	0		
(2)	その他経費			0	
		消耗品費	150,000	50,000	
		委託費			
		通信運搬費	10,000	30,000	
		会議費	0		
		雑費	200,000	35,000	
				0	
管理費計			360,000	115,000	475,000
経常費用計			7,275,000	365,000	7,640,000
		経理区分振替額	135,000	-135,000	0
		当期正味財産増減額	510,000	0	510,000
		法人税、住民税及び事業税	0	0	100,000
		前期繰越正味財産額			468,700
		次期繰越正味財産額			878,700

法人名:

特定非営利活動法人 みらいと

令和9年度 活動予算書

令和9年7月1日 ～ 令和10年6月30日

（単位:円）

科目			特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ経常収益					
1 受取会費					
正会員受取会費（3,000円×10人）			30,000		
賛助会員受取会費(1,000円×20人)			20,000	0	
2 受取寄付金					
	受取寄付金		2,600,000	0	
3 受取助成金等					
		受取助成金等	4,000,000	0	
4 事業収益					
		カフェ売上げ/農産加工品売上	1,500,000	500,000	
5 その他収益			0		
		受取利息			
経常収益計			8,150,000	500,000	8,650,000
Ⅱ経常費用					
1.事業費					
(1)	人件費				
		給料手当	1,680,000		
(2)	その他経費				
		家賃	1,320,000		
		生涯教育･体験活動費	1,500,000		
		通信運搬費	515,000	15,000	
		印刷製本費	0		
		材料仕入れ	200,000	100,000	
		水道光熱費	80,000	135,000	
		備品購入費	50,000		
		事業費―謝金	100,000		
		委託費(作業委託)	2,445,000		
				0	
事業費計			7,890,000	250,000	8,140,000
2.管理費					
(1)	人件費			0	
		役員報酬	0		
		給料手当	0		
		人件費計	0		
(2)	その他経費			0	
		消耗品費	150,000	50,000	
		委託費			
		通信運搬費	10,000	30,000	
		会議費	0		
		雑費	200,000	35,000	
				0	
管理費計			360,000	115,000	475,000
経常費用計			8,250,000	365,000	8,615,000
		経理区分振替額	135,000	-135,000	0
		当期正味財産増減額	35,000	0	35,000
		法人税、住民税及び事業税			100,000
		前期繰越正味財産額			878,700
		次期繰越正味財産額			813,700